

公益社団法人 我孫子市シルバー人材センター

配 分 金 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人 我孫子市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業にともなう配分金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支払いの原則)

第2条 センターは、就業した会員に対するその配分金を、原則として現金で直接その全額を支払うものとする。ただし、会員との合意によって、センターが指定する金融機関に振り込む方法をもって支払うことができる。

2 会員の就業が複数月にまたがる場合で、契約者の条件により、2月に1回支払うことができる。

(支払い日)

第3条 センターは、会員が就業した場合は、その配分金を毎月1回あらかじめ別に定める期日に支払うものとする。

(配分金基準の決定)

第4条 会員の就業に対する配分金基準は、その地域における最低賃金等を尊重し、仕事の種類、内容等を考慮して理事会が別に定めるものとする。

附 則（平成23年12月15日理事会議決）

この規程は、公益社団法人 我孫子市シルバー人材センターの設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則（令和3年10月21日理事会議決）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。